

# 令和3年度「第2期 新させぼっ子未来プラン」に係る主な取組について



## 資料3

### 《重点[新規・拡充]事業》

【施策1】母子保健の推進と安心な育児環境の充実		包括的重点プロジェクト	コロナ対策	頁
◇健康診査事業	寄り添い型支援、不安を抱える妊婦に対する分娩前のPCR等検査	子どもの心身の安全を守るプロジェクト ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト	○	
◇育児相談支援事業	里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービス、4か月児健診の個別受診、産後ケア事業の利用期間延長、多胎妊産婦支援(産後ケア、妊婦健診)		○	1
◇母子保健医療サービス事業	特定不妊治療費助成金の拡充(所得制限撤廃、2回目以降の増額等)			2
【施策2】地域での子どもと子育ての支援				
◇ファミリーサポートセンター事業	地域における会員拡大・利用促進に係る取組	子どもの心身の安全を守るプロジェクト ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト		
◇児童クラブ事業	児童クラブの適正な運営及び質の確保に係る取組			
◇名切地区官民連携事業	子どもの屋内遊び場整備(子育て情報発信含む)			3~7
【施策3】幼児教育・保育の充実				
◇私立保育所・幼稚園等運営事業	施設整備補助、アレルギー対応に係る文書料補助	子どもの心身の安全を守るプロジェクト ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト		8
◇保育所看護師等配置促進事業	医療的ケア児を受け入れている保育所等への助成			9
【包括的な取組】				
◇次世代育成推進事業	「子育て応援アプリ」と「AIチャットボット」によるサラウンド型広報の展開、民間団体等による支援対象児童等見守り強化	市民目線での子育て情報発信プロジェクト 子どもの貧困対策プロジェクト	○	10~11

## 【施策1】母子保健の推進と安心な育児環境の充実

## 事業概要

- 1 里帰り出産が困難な妊産婦に対し、民間による育児等支援サービスを提供する。  
また、新型コロナウイルス感染症が拡大し、集団健診を中止した場合に、市内医療機関において個別に健診を行う。（令和3年度予算額7,750千円）
  - 2 「ままんち させぼ」等による相談支援や、訪問支援、各種講座及び産後ケア等、妊娠期から子育て期にわたる支援を実施する。  
（令和3年度予算額13,213千円）
- 令和3年度拡充内容：産後ケア事業において
- ①利用期間の延長（2か月→1年）
  - ②多胎妊産婦への支援の拡充

## 個別内容

## 1 妊産婦への感染症対策相談支援事業

- 里帰り出産が困難な妊産婦に対する育児等支援サービス
- 4か月健診（個別健診）
- オンラインによる妊婦相談等、保健指導等経費



## 2 妊娠・出産包括支援事業

- 産前・産後サポート事業  
（ママサポーターによる相談支援）
- 産後ケア事業  
（医療機関・助産施設によるケア・サポート）
- 多胎妊産婦支援事業  
（妊婦健診及び産後ケアの支援拡充）
- 産後ケア施設の新型コロナウイルス感染拡大防止対策



# ◆母子保健医療サービス事業 ◇不妊に悩む方への特定治療支援事業

## 【施策1】母子保健の推進と安心な育児環境の充実

### 事業概要

不妊治療のうち、1回の治療費が高額で経済的負担が大きい治療（体外受精・顕微授精等）について助成を行う。（令和3年度予算額：85,293千円）

※ 国の制度において、令和3年1月から、助成対象が拡充。令和4年度以降は、保険適用となる予定。

### 個別内容

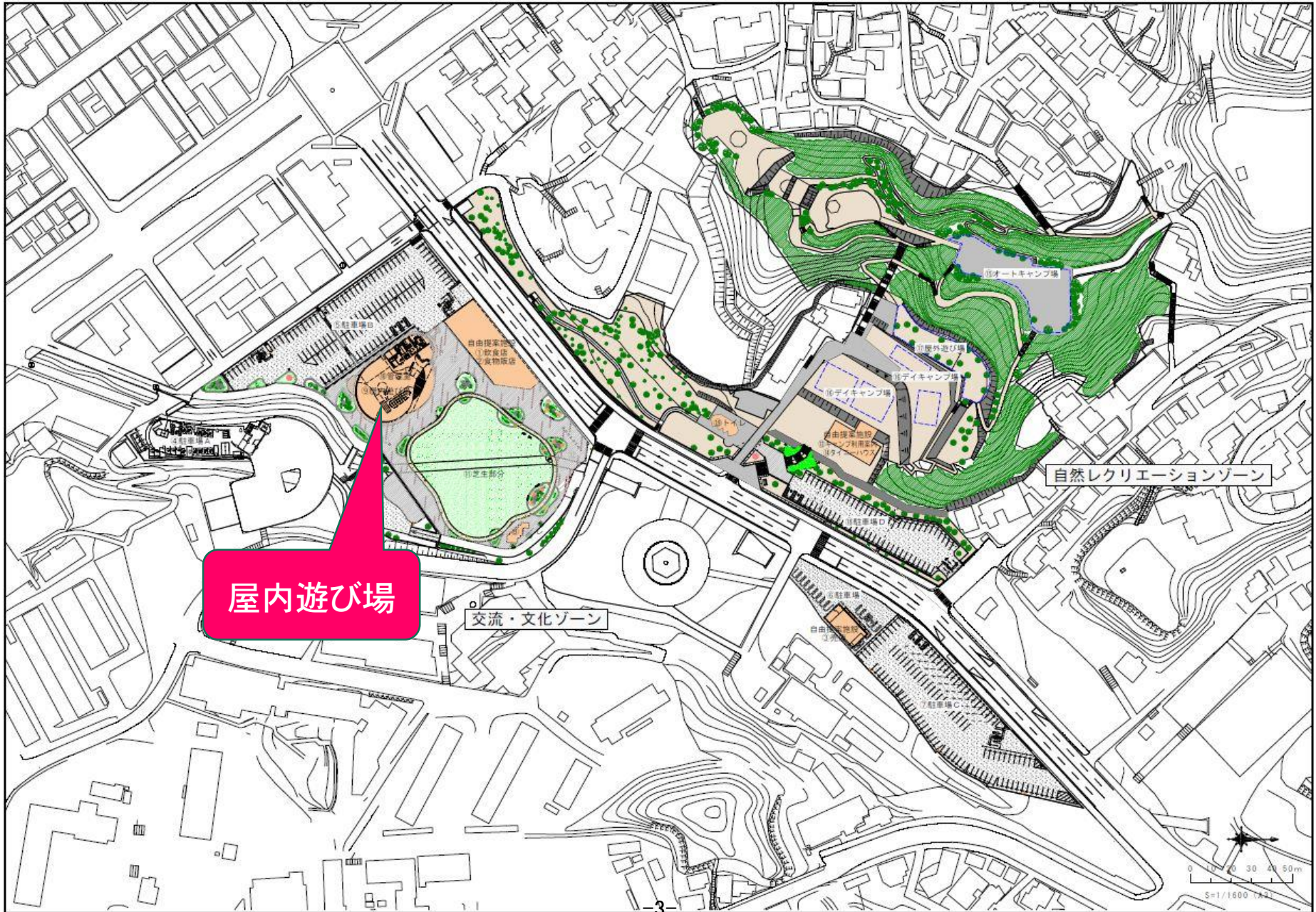
項目	現 行	改 正 後
1 所得制限	730万円未満（夫婦合算の所得）	所得制限の撤廃
2 助成回数の拡充	生涯で通算6回まで （40歳以上43歳未満は3回まで）	1子ごと6回まで （40歳以上43歳未満は3回まで）
3 対象年齢など	妻の年齢が43歳未満 法律婚のみ	妻の年齢が43歳未満 法律婚に加え、事実婚も対象
4 助成額の拡充	下表のとおり	



区分	治療内容	助成額（～R2.12.31）	助成額（R3.1.1～）
A	新鮮胚移植を実施	初回 30万円 2回目以降 15万円	30万円
B	凍結胚移植を実施	初回 30万円 2回目以降 15万円	30万円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	10万円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	初回 30万円 2回目以降 15万円	30万円
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	初回 30万円 2回目以降 15万円	30万円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円	10万円

【施策2】地域での子どもと子育ての支援

○屋内遊び場配置図



## 【施策2】地域での子どもと子育ての支援

## ○屋内遊び場の設計・検討状況



## 【利用料（現時点の想定）】

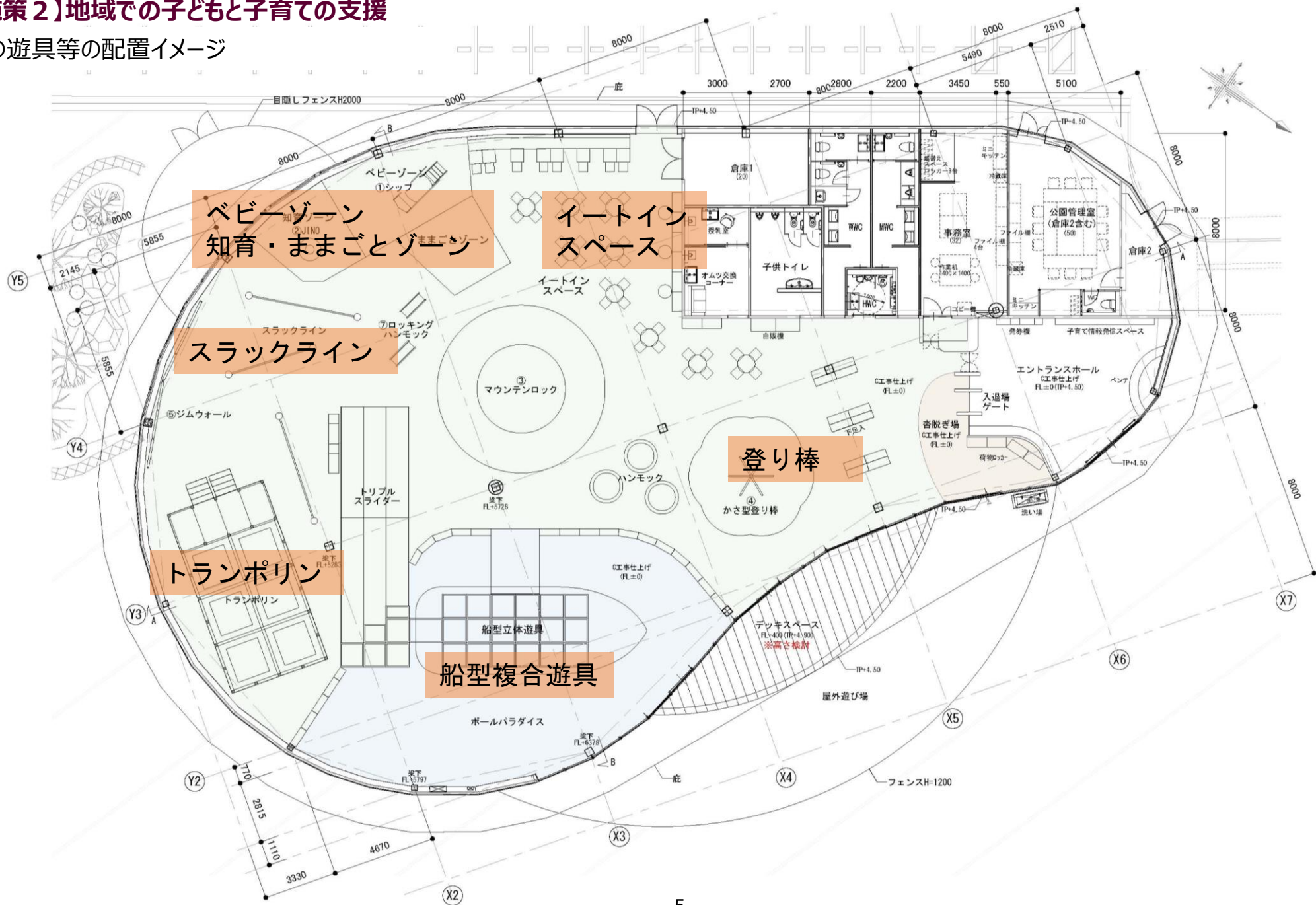
利用時間	料金	
1時間	子ども	500円
	大人	500円
2時間	子ども	750円
	大人	500円
平日1日 フリーパス	子ども	1,000円
	大人	500円

※ 0～2歳未満は無料

※ 基本設計時のイメージパース

【施策2】地域での子どもと子育ての支援

○遊具等の配置イメージ



## 【施策2】地域での子どもと子育ての支援

## ○船形複合遊具イメージ

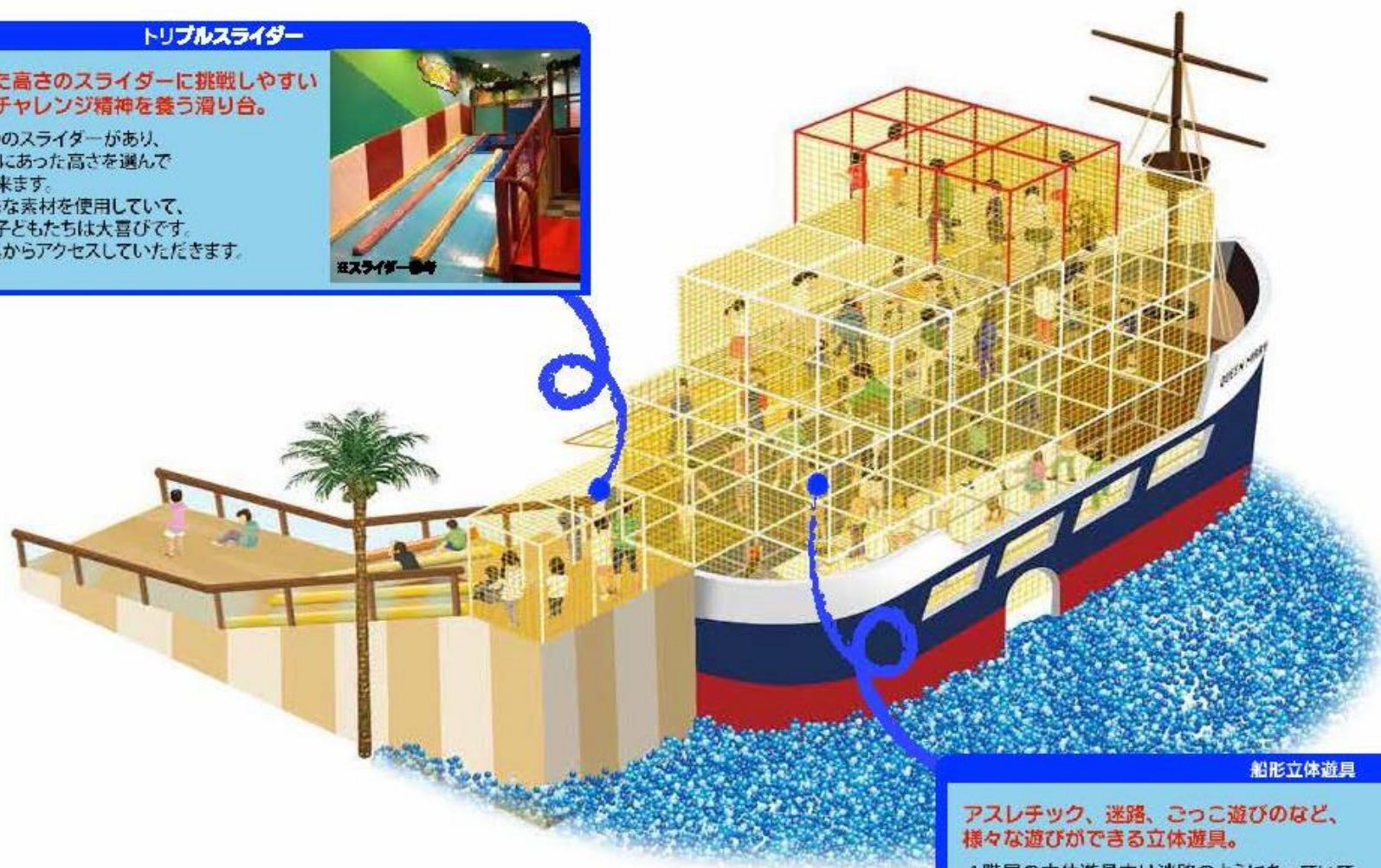
## トリプルスライダー

滑れなかった高さのスライダーに挑戦しやすい  
お子さまのチャレンジ精神を養う滑り台。

大中小の3つのスライダーがあり、  
自分のレベルにあった高さを選んで  
遊ぶことができます。  
滑走面は特殊な素材を使用していて、  
良く滑るので子どもたちは大喜びです。  
船型立体遊具からアクセスしていただけます。



写真スライダー一景



## 船形立体遊具

アスレチック、迷路、ごっこ遊びのなど、  
様々な遊びができる立体遊具。

4階層の立体遊具内は迷路のようになっていて、  
ウレタンで出来た複数の障害物や、  
クライミング、パンチングバッグ、  
操縦士気分が楽しめる操舵輪や鐘など、  
お子様たちが喜ぶ遊びが用意されています。  
船の側面にはボルダリングも設置されています。



ボルダリング参考

【施策2】地域での子どもと子育ての支援

○主な経過及び今後のスケジュール

時 期	内 容
平成31年（2019年）1月24日	実施方針等の公表 ※ 平成31年4月26日「修正版」公表
平成31年（2019年）3月	関連議案の議会承認
令和元年（2019年）6月	公募開始に係る議会への報告
令和元年（2019年）7月8日～	公募要項等の公表（公募）
令和元年（2019年）11月7日	公募締切
令和元年（2019年）12月	優先交渉権者決定についての議会報告
令和元年（2019年）12月27日	優先交渉権者の公表
令和2年（2020年）3月	関連議案の議会承認
令和2年（2020年）4月～	契約締結、調査・設計
令和3年（2021年）4月～	整備（建設工事）
令和4年（2022年）4月～	施設の供用開始、運営
令和22年（2040年）3月	事業契約終了

〔現時点〕



## 【施策3】幼児教育・保育の充実

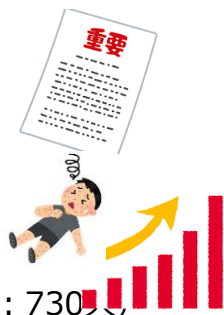
### 事業概要

保育所等でアレルギー対応のための除去食を提供するにあたり、利用者が保育所等へ提出することが必須とされている「生活管理指導表」（医師発行）について、毎年1回の提出を保護者に対して求めており、経済的支援が必要な世帯〔低所得者世帯等（主として住民税非課税世帯）〕を対象に文書発行に係る費用の一部助成（上限2,000円）を行うもの。

### 事業提案に至る背景

#### POINT 1 医師の診断に基づいた生活管理指導表の提出の必須化

- 保育所等におけるアレルギー児への対応は増加傾向（本市では利用者全体の7.5%、令和2年10月時点の推計：730人）
- 国のガイドライン（2019年）において、アレルギー対応のための生活管理指導表が必須とされる中、保育所等が個々の対応を行うだけでなく、行政としての幅広い支援が求められている



#### POINT 2 施設間の公平性

- 市内の小中学生のほか公立幼稚園に通う園児を対象とした同様の補助事業あり（平成28年度から教育委員会にて事業実施）



#### POINT 3 市民等からの根強い声

- 当該事業の実現に対し、佐世保市保育会・保護者会からの要望あり（平成30年度から毎年要望書の提出）



## 【施策3】幼児教育・保育の充実

### 事業化の背景

#### 1 医療的ケア児の増加

- 近年の医療の発達により、医療的ケア児は増加傾向にあり、年々、保育所等の入所相談・利用ニーズも増加

#### 2 行政の義務

- 児童福祉法において市町村における保育の実施義務が規定
- 障害者差別解消法において障害を理由とする差別の解消の推進に関して市町村の実施義務が規定

#### 3 ガイドラインの策定

- 佐世保市地域自立支援協議会（子ども部会）から医療的ケア児の保育支援に対する意見あり
- 令和2年11月に「佐世保市医療的ケア実施ガイドライン」を策定

※医療的ケア児：日常生活を営むために医療行為を要する障がい児

### 事業概要

医療的ケア児を受け入れている保育所等への看護師等の配置にかかる経費を助成すること等により、医療的ケア児の処遇の向上を図るとともに、医療的ケア児を受け入れる保育所等の拡大を図る。

- ① 医療的ケア児を受け入れている保育所等への看護師の派遣について、訪問看護ステーションに委託
- ② 医療的ケア児を受け入れている保育所等への看護師の配置（加配）にかかる人件費の一部助成

### 対象経費

#### ① 訪問看護ステーションへの委託

委託料：5,100千円（8,500円／回×25日×12月×2施設）

#### ② 看護師の配置（加配）にかかる人件費の一部助成

補助金：2,535千円（211,200円×12月×1施設）



## 【包括的な取組】

## 事業概要

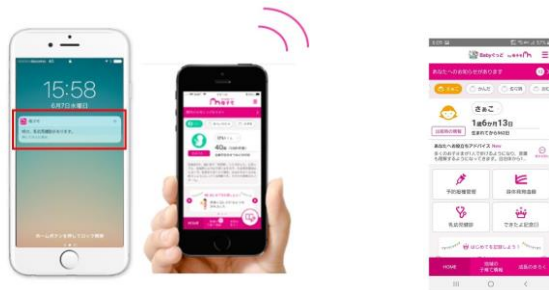
欲しい情報を必要な方に届ける**子育て応援アプリ《プッシュ型》**と対話形式で探したい情報を取り出すことができる**AIチャットボット《プル型》**による**サラウンド型広報の展開** ⇒ “子育て情報シャワー”

## 個別内容

## ○アクセス待ちの受け身の媒体

「プッシュ型」のコンテンツ

## 子育て応援アプリ



## POINT

- ①母子健康手帳交付時にインストールをお願いすることで多くの市民の利用が進む
- ②欲しい情報を必要とされる方へ確実に配信することが可能
- ③待受画面に表示する「プッシュ通知」で迅速に情報を届けることが可能
- ④アプリを入口としてホームページやAIチャットボットに繋ぐことが可能

導入・運用：子ども未来部

## 情報発信の課題

## ○市民が欲しい情報を探じづらい

「プル型」のコンテンツ

## AIチャットボット



## POINT

- ①対話形式で探したい情報を取り出すことが可能
- ②いつでも・どこでも 24時間・365日、市民対応が可能
- ③市への問い合わせに対するハードルが下がる（気軽に問い合わせ可能）

導入：総務部情報政策課  
運用：子ども未来部(子育て分野)

【包括的な取組】

◆事業の概要

コロナ禍において、ひとり親家庭等を対象に、食事の提供等を通じ見守りを行い、必要な支援に繋げるための取組

◆見守り対象

- ①要保護児童対策地域協議会の支援対象児童
- ②民間団体が把握している地域社会からの孤立が心配されるひとり親家庭など

◆見守りの方法

- ①食事の提供、学習支援及び居宅への訪問を通じて子どもの状況を把握
- ②①について、子ども未来部に報告

\* 地域で活動する民間団体への業務委託による実施

【見守り状況の報告内容】

- 対象児童名
  - 対象児童の区分（未就学・小学生・中学生）
  - 見守り状況
- 「佐世保市児童虐待防止マニュアル」の児童の観察ポイントを参考に、気付きな事項を報告書に記載

《観察ポイントの例》

- 不衛生で衣類の汚れ、異臭がある
- 子どもがいつも元気がない
- 食事をむさぼるように食べたり、何度もおかわりする
- 家に帰りたがらない
- 子どもだけでいることが多い
- 親が子育てに困っている
- 家庭環境の心配がある

事業実施フロー

